

**改正**

平成13年12月27日規則第51号

平成14年3月29日規則第23号

平成15年9月9日規則第16号

平成19年9月18日規則第52号

平成22年4月12日規則第15号

平成29年6月5日規則第21号

令和3年5月25日規則第17号

政治倫理の確立のための蕪崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、政治倫理の確立のための蕪崎市長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月蕪崎市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

**第2条** 条例第2条第1項の資産等報告書は、第1号様式のとおりとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、第2号様式のとおりとする。

**第3条** 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(所得等報告書等)

**第4条** 条例第3条の所得等報告書は、第3号様式のとおりとする。

2 条例第3条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因と

なった事実を付記しなければならない。

**第5条** 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定に基づく上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得、同法第28条の4の規定に基づく土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第31条の規定に基づく長期譲渡所得、同法第32条の規定に基づく短期譲渡所得、同法第37条の10の規定に基づく一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第41条の14の規定に基づく先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の所得の金額とする。

（関連会社等報告書等）

**第6条** 条例第4条の関連会社等報告書は、第4号様式のとおりとする。

**第7条** 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

（期限の特例）

**第8条** 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が蕪崎市の休日を定める条例（平成元年3月蕪崎市条例第10号）第1条第1項に規定する蕪崎市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

**第9条** 市長は、報告書を訂正しようとするときは、訂正届を作成し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、当該訂正の箇所のうちに削った部分があるときは、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

**第10条** 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書の閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）は、当該報告書を前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 閲覧者は、当該報告書を汚損し、若しくはき損し、又は当該報告書への加筆等の行為をしてはならない。

5 市長は、閲覧者が前3項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、報告書の

閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成7年12月31日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

#### 附 則（平成13年12月27日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年3月29日規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成15年9月9日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19年9月18日規則第52号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1号様式及び第2号様式の改正規定中「4 預金・貯金・郵便貯金」を「4 預金・貯金」に改め、「

### • 郵便貯金

郵便貯金の総額	円	摘要	
---------	---	----	--

(注) 通常郵便貯金を除く。

」を削る部分 郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行の日（平成19年10月1日）

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）

#### 附 則（平成22年4月12日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の政治倫理の確立のための蕪崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成29年6月5日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年5月25日規則第17号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）  
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

資 産 等 報 告 書

市長 \_\_\_\_\_

1 土地

所	在	面	積	固定資産税の課税標準額	摘	要
			m <sup>2</sup>	円		

(注)1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m <sup>2</sup>	

(注)1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 3 建物

所	在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
		m <sup>2</sup>	円	

- (注)1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

#### 4 預金・貯金

- ・ 預金

預金の総額	円	摘要	
-------	---	----	--

(注)当座預金及び普通預金を除く。

- ・ 貯金

貯金の総額	円	摘要	
-------	---	----	--

(注)当座貯金及び普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額	摘 要
	円	

(注)種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数	摘 要
株		株	
券			



6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・ 自動車

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

名 称	摘 要	名 称	摘 要

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円	摘 要	
--------	---	-----	--

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円	摘 要	
--------	---	-----	--

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

市長

1 土地

所	在	面	積	固定資産税の課税標準額	摘	要
			m <sup>2</sup>	円		

- (注)1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m <sup>2</sup>	

(注)1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 3 建物

所	在 床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

- (注)1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

#### 4 預金・貯金

- ・ 預金

預金の総額	円	摘 要	
-------	---	-----	--

(注)当座預金及び普通預金を除く。

- ・ 貯金

貯金の総額	円	摘 要	
-------	---	-----	--

(注)当座貯金及び普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額	摘 要
	円	

(注)種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数	摘 要
株    券		株	



6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・ 自動車

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

- ・ 美術工芸品

種 類	数 量	摘 要

(注)種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

名 称	摘 要	名 称	摘 要

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円	摘 要	
--------	---	-----	--

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円	摘 要	
--------	---	-----	--

第3号様式(第4条関係)  
第3号様式(第4条関係)

年 月 日

所 得 等 報 告 書

市長 \_\_\_\_\_

区 分		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実	摘 要
総 合 課 税	事 業 所 得	円		
	不 動 産 所 得			
	利 子 所 得			
	配 当 所 得			
	給 与 所 得			
	雑 所 得			
	譲 渡 所 得			
	一 時 所 得			
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得			
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の利子・配当所得			
先物取引の事業・譲渡・雑所得				
山 林 所 得				

受 贈 財 産 の 課 税 価 額	円	摘 要	
-------------------	---	-----	--

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が 100 万円を超えるものについて、その基因となった事実を記入する。

第4号様式(第6条関係)  
第4号様式(第6条関係)

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

市長 \_\_\_\_\_

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名	摘 要

(注)1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。